

令和4年度 旭区社会福祉協議会 事業計画



～共に支えられ生きていく、地域共生社会の実現に向けて～

■ 基本方針

本会では、平成30年から「地域共生社会」の理念のもとすべての事業に取り組んできました。特に、地域の中で潜在化している生活課題に気づき、共に支えあえる地域となるための仕組みづくりを進め、地域力の強化を図ることに重点を置いてきました。

令和2年度からは「断らない相談支援」を目指し、区社協に寄せられる相談から見えてくる多様な課題に地域と連携して取組み、相談者の社会的孤立の防止や、地域との関係性の構築につなげることを目指してきました。さらに、地域住民が地域にある様々な困りごとに早期に気づき、支援につなぐことができる「見守り活動」の構築に取組み、令和3年度から「ご近助ほっこり活動」として各地区社協を中心に取組が始まっています。

これらの取組はコロナ禍で一層顕著となってきた生活困窮者や孤独・孤立している方々に対して、制度だけでは支援しきれないニーズに対応することにもつながっています。

令和4年度はこれまでの4年間の取組を土台に、地域の中に潜在している生活課題に気づき、地域における支えあいを具現化した取組みを進め、地域住民が自分らしく暮らせる地域となるべく、より身近な地域に居場所や相談窓口を作ることを目指します。さらに、これらの取組を支えるために「一人ひとりの福祉意識の醸成」と「寄付文化の醸成」も推進していきます。

これらの取組は第4期旭区地域福祉保健計画の目指すところとも合致しており、事業実施を通じて計画の推進を図っていきます。

■ 重点目標・取組

身近な地域で行う

「見守り活動」の推進支援

日常生活の中でお互いに小さな変化に気づき見守り合う関係づくり、課題の早期発見につなげるために身近な地域での見守り活動の基盤づくり、多様な立場の人が自然な形でお互いに支え合う地域づくりを進めます。

具体的な課題解決を目指すアプローチ

区社協の持つ総合相談機能と

地域支援の連携

本人の気持ちに寄り添う伴走型支援を目指し、相談機能の強化を図ります。地域の中に気軽に相談できる“場”づくりを地域と共に進めます。

つながり続けることを目指すアプローチ

地域共生社会

一人ひとりの福祉意識の醸成を目指すアプローチ

福祉教育の推進と寄付文化の醸成

地域共生社会の実現に向けた学びの機会をつくります。

「寄付」が支えあい活動のひとつであることを地域に発信・還元していきます。

基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実

《相談支援・権利擁護部門》

1. 各種事業の推進、総合相談機能の強化

各種事業を通じて地域住民から寄せられる相談や潜在的ニーズを受け止め、必要な支援につなぎます。

- (1) ボランティアセンター
- (2) 移動情報センター
- (3) あんしんセンター
- (4) おでかけ支援（送迎サービス）
- (5) 生活福祉資金貸付事業
- (6) 生活に困難を抱える方々への支援

総合相談チーム

総合相談チームは各種事業における個別支援の実践を基盤に、総合相談・生活支援への取組を一層強めます。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、関係機関などと連携し取り組むとともに、アウトリーチを通じて、支援の入り口を作っていきます。

基本目標Ⅱ 多様な主体による支え合いの地域づくりの推進

《地域福祉推進部門》

1. 地区社協活動の支援

困りごとに寄り添い、ネットワークを生かして解決していく役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。

- (1) 地区担当制による相談・調整・活動支援
 - ・地区社協助成金
- (2) 情報共有・提供の場の開催
 - ・分科会、研修会の実施
- (3) 地域における見守り活動の推進

2. ボランティア・市民活動団体への支援

ボランティア・市民活動団体への「はじめる、ささえる、つなげる」を支援します。

- (1) 地域福祉活動の充実に向けた支援
 - ・ふれあい助成金、独自助成金等の配分
- (2) 活動の場の提供
 - ・福祉保健活動拠点の運営

3. 協働・連携による福祉課題へのアプローチ

地域住民が主役となり、地域課題に取り組むための基盤をつくります。

総合相談×地域支援

全職員で住民主体の地域福祉を推進するため、月1回のミーティングで、各地区の相談状況と地域の現状を共有し、地域支援の方針を確認し一層の連携を進めます。

地域支援チーム

地域支援チームでは、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、「地域」を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。また深刻な生活課題について、共有・協議の場（プラットホーム）としての役割を発揮し、その解決や予防に向けて取り組みます。

- (1) 地域福祉保健計画の推進
- (2) 見守り・社会参加・生活支援の場の提供
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・ご近助ほっこり活動
- (3) 重層的な支援体制に向けたネットワークづくり・各種会議の参加（所長会、地域ケア会議等）

第4期旭区地域福祉保健計画

3つの目指す姿

- ①誰もがともに生きるまち
- ②みんなが、声をかけあえるまち
- ③ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

※各事業を通じて、本計画の推進を図ります。
連動する目指す姿を次ページ以降の事業【 】内に記載しています。

基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕掛けづくりの推進

《一人ひとりの福祉意識の醸成》

社会的孤立防止や関係性の再構築に向けて、共に生き、多様性を受け入れられる地域・人づくりを目指します。

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域福祉人材の育成の実施
- (3) 孤立防止や社会とのつながりづくり
 - ・つながり食料支援事業等
- (4) 寄付文化の醸成
- (5) 広報・啓発
 - ・あさひいきいき宣言の発行等

一人ひとりの福祉意識の醸成

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民が主体的に地域課題を把握し、行動する地域に向けて福祉教育の実践や研修会等を開催します。社会とのつながりや参加支援を進めるとともに、多様性を受け入れられる意識を上げていきます。

基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

《法人運営・経営部門》

- (1) 区社協基盤整備
- (2) 理事会、評議員会、分科会等の開催
- (3) 社会福祉法人・企業の地域貢献の相談受付
- (4) 社会福祉功労表彰
- (5) 災害時における支援体制の構築
- (6) 団体事務

法人運営チーム

様々な福祉機関・関係者の参加のもと、ともに生きる豊かな福祉社会を目指し、複合的な課題を解決していくため、会員を巻き込んだ取組を実施します。またコンプライアンスを遵守し、多額の寄付や補助金を扱う団体として信頼を維持していきます。

《ASUPJ(明日プロジェクト)による見直し・開発検討》

今後の社会的変化を踏まえ、様々な福祉課題に対応し、安定的に事業運営を行っていくことができるよう、また生活課題に寄り添い、支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことのできる仕組みづくりを目指していくため、プロジェクトによる旭区社協事業の既存事業の見直し(事業の再構築)・展開を図り、ステップアップをしていきます。(※ASUPJ:旭区社協(A)、ステップ(S)、アップ(U)、プロジェクト(PJ)の頭文字から)

- 《①財源・助成金検討プロジェクト》《②誰も孤立させないプロジェクト》《③福祉教育検討会》
- 《④事業の見える化プロジェクト》

基本目標Ⅰ 安心して自分らしく生活ができるための包括的支援体制の充実 各種事業の推進、総合相談機能の強化 **重点目標**

相談支援・権利擁護部門

地域福祉推進部門

一人ひとりの福祉意識の醸成

法人運営・経営部門

1. 旭区ボランティアセンター【目指す姿①③】

- (1) ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (2) ボランティア登録者やこれから活動を希望している人が、実際に活動につながるよう、広報啓発を進めます。
- (3) 様々な対象に向けた研修・講座を開催し、ボランティア育成とともに、ボランティア活動の底上げを目指します。
- (4) 各種ボランティア保険の取り扱いを行います。

2. 移動情報センターあさひ【目指す姿①③】

- (1) 「移動情報センターあさひ」の運営を通じ、障害のある方の抱える移動に関する課題に対し、適切な情報を提供する等、解決に向けてコーディネートします。また、相談をきっかけに見えてきた課題についても適切な関係機関へつなぎます。
- (2) 相談者が地域で安心して自分らしい生活が送れるように、地域や関係機関を巻き込んだ包括的なコーディネートを進め、「相談－調整－解決」の中での気づきを共有し、地域の中で支える視点を醸成していきます。
- (3) 当事者や家族が住み慣れた身近な地域で安心して、地域とのつながりを感じながら、生活ができるように、ガイドボランティア等の担い手の発掘や育成について、地域支援と連動を図り、講座・研修等を企画・開催します。

3. 旭区あんしんセンター【目指す姿①②③】

- (1) 自身での金銭や財産関係書類等の管理が不安な高齢者や障害のある方のため、日常生活や金銭管理等の相談に応じ、契約に基づき、次のサービスの提供を実施します。
 - ① 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - ② 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
- (2) 利用者一人ひとりが強みを生かし、地域でその人らしく暮らせるよう、利用者と地域のネットワークを構築します。

《財源》

※【 】は前年度予算

ボランティアセンター運営：

631千円
【760千円】
(市受託金)
(手数料収入)

移動情報センター運営：

8,292千円
【8,218千円】
(市社協受託金)

ガイドボランティア事業：

3,002千円
【3,344千円】
(市補助金)

あんしんセンター運営：

649千円
【655千円】
(市社協受託金)
(利用料収入)

- (3) 区役所および地域包括支援センター等と連携し、権利擁護事業や成年後見制度に関する啓発、申立て支援を進めます。
- (4) サポートネットの開催等を通じ、成年後見制度の普及および市民後見人の活動支援に取り組みます。

4. 外出支援サービス・送迎サービス(おでかけ支援)事業

【目指す姿①③】

- (1) 福祉有償運送(NO関神福第147号)として、外出支援サービス事業および区社送迎サービス事業を実施します。一人での外出が困難な障害者や高齢者を対象に車椅子対応の車両により運転ボランティアとの協働で実施します。
- (2) 現在、外出を支援する福祉有償運送事業者が本会以外にも大幅に増加し、タクシー各社におけるUDタクシーの導入など、移動に制約のある方の外出環境が整ってきました。一方、就労高齢者の増加等「担い手」確保が困難となりボランティアによる事業自体の見直しが求められ、検討を重ねた結果、本会送迎サービス事業の終了に向け調整していきます。
あわせて、一体的にサービスを運用している、平成12年に横浜市から受託開始した横浜市外出支援サービス事業についても、今後の方向性について関係機関と調整を行います。

5. 生活福祉資金貸付事業【目指す姿③】

- (1) 生活福祉資金貸付事業を通じて、低所得者・高齢者・障害者等世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、民生委員児童委員と連携して、相談対応・貸付・償還指導等を実施します。
- (2) 区民児協や地区民児協への制度概要の説明及び進路指導教諭向けに教育支援資金の説明を行います。

6. 生活に困難を抱える方々への支援【目指す姿①②③】

- (1) 生活困窮者支援として、緊急一時食料支援をはじめ、生活福祉資金貸付事業、あんしんセンター事業などの区社協事業の実績を基礎に、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化するとともに、適切な関係者・機関に繋ぎ支援します。
- (2) 民生委員・児童委員をはじめとする地域住民や、生活困窮者自立支援制度による事業等と連携し、地域での新たな支援の仕組みを構築し、制度にとられない支援を通して世帯の自立を図ります。
⇒ 参照Ⅲ. 3. 孤立防止や社会とのつながりづくり
- (3) 火災等の罹災世帯へ見舞金を交付します。
- (4) 低所得者法外援護費事業を関係機関と連携し取り組みます。

《財源》

※【 】は前年度予算

外出支援サービス：
2,325千円
【2,574千円】
(市社協委託料)
(利用料収入)
(会費収入)

送迎サービス
(おでかけ支援)：
92千円
【138千円】
(利用料収入)
(会費収入)

生活福祉資金貸付事業：
3,481千円
【3,844千円】
(県社協受託金)

緊急一時食料支援事業：
200千円
【100千円】
(共同募金年末)

火災等の罹災世帯へ見舞金
200千円
【200千円】
(共同募金一般)

基本目標Ⅱ 多様な主体による支え合いの地域づくりの推進

1. 地区社協活動の支援【目指す姿①②③】

- (1) 地区社協が「困りごとに寄り添い、ネットワークを活かして解決していく」役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。
- ① 19地区社協の活動への助成、職員の地区担当制を活用し、地区社協活動等の状況把握や支援を進めます。
 - ② 地区社協活動の情報交換や連絡調整のため、地区社協分科会を開催するとともに、地域の福祉力推進に向けた研修会を実施します。
 - ③ 地区社協主催の福祉啓発および人材発掘育成を目的とした講座開催を支援します。
 - ④ 地区社協に求められている役割について、これからの活動の一助となるよう、他都市の先駆的な事例を具体的に学ぶ研修を実施します。

◎ご近助ほっこり活動の推進

重点目標

旭区社協と19地区社協では、新しい見守りの仕組みとして、令和3年7月に「ご近助ほっこり活動」がスタートしました。普段の暮らしの中で、無理なくお互いさまの気持ちを大切にしながら進める見守り活動です。今後、地域ごとに特性に合わせた形で取組を進めていきます。

2. ボランティア・市民活動団体への支援【目指す姿②】

- (1) より豊かな市民社会の実現のため、区内の地域福祉関係団体（ボランティア・当事者団体等）や地区での福祉に関する取組に対し、助成金を通じて支援します。
- ① 「あさひふれあい助成金」として、区内の地域福祉関係団体の事業に対し助成します。
 - ② 区社協会員、地域での見守り・支えあい活動をしている団体を対象に、区社協独自助成金の交付など、活動を支援します。
- (2) 旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」の適正な管理運営を行います。地域の方々がいきいきと活動でき、団体同士のつながりを持てる拠点として、更なる満足度の向上を目指します。

《財源》

※【】は前年度予算
地区社協支援：

6,547千円

【6,415千円】

(市社協補助金)

(共同募金一般)

(共同募金年末)

ふれあい助成金：

9,849千円

【10,602千円】

(市社協補助金)

(共同募金一般)

(福祉基金)

独自助成金：

2,021千円

【1,843千円】

(善意銀行)

- ① 貸室業務を通して、利用団体の活動内容、活動上の課題などを把握し支援します。
- ② 利用団体同士の連携や交流を促進します。
- ③ 窓口満足度調査や利用団体懇談会を通じ、拠点利用者へのサービス向上に努めます。
- ④ 福祉保健活動拠点のPRを行い、利用促進を図ります。
- ⑤ 感染症対策を徹底します。

3. 協働・連携による福祉課題へのアプローチ【目指す姿①②③】

(1) 地域福祉保健計画の推進

旭区地域福祉保健計画に基づく事業の推進に取り組みます。

- ① 第4期地域福祉保健計画を推進します。
- ② 地区別計画の推進の支援を通じ、地域課題に住民主体で取り組む土壌づくりを進めます。
- ③ 旭区社会福祉大会（きらっとあさひ福祉大会）にて、永年にわたり地域で福祉保健活動等に携わってきた方々の功績を讃えるとともに、様々な活動、取組を区民に周知します。
- ④ 会員向け研修等の機会を通じ、会員に向けて地域福祉保健計画の理解・啓発を進めます。

(2) 見守り・社会参加・生活支援の場の提供(生活支援体制整備事業)

高齢者等の生活支援、社会参加による介護予防、それらを進めるための見守り活動を推進するために、生活支援体制整備事業に取り組みます。

【第1層生活支援コーディネーターの働きかけ、関わり】

区域・広域の課題である「見守りの仕組みづくり」「移動支援」「移動動販売」について取組を進めます。特に各地区社協において実施されている「ご近助ほっこり活動」は、各地区を担当する第2層生活支援コーディネーターと連携して進めていきます。

【第2層生活支援コーディネーターの支援】

- ① 13地域ケアプラザに配置されている第2層生活支援コーディネーターの支援を進めるため、各コーディネーターの取組状況や経験年数に合わせた情報提供や研修を実施します。

《財源》

※【】は前年度予算
福祉保健活動拠点：
14,046千円
【14,764千円】
(市受託金収入)
(負担金収入)

地域福祉保健計画
事業：

1,118千円
【4,204千円】
(区負担金)
(共同募金一般)

生活支援体制整備
事業：

241千円
【229千円】
(市社協受託金)
(会費収入)

- ② これまで実施してきた「サロン」、「ちょこっとボランティア」、「食事サービス」の連絡会を、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて、各グループの実情に寄り添いながら、ニーズに即した内容で開催し、生活支援体制整備事業のさらなる発展につなげていきます。

《財源》
※【】は前年度予算

(3) 重層的な支援体制に向けたネットワークづくり

- ① 社会的に孤立している状況にある人が増える中、異変があった際の早期発見や課題を抱える人を必要な支援につなげる等、関係機関と連携し取組を進めます。
- ② 地域の身近な福祉拠点である地域ケアプラザと連携を図り、各地区活動への支援を進めます。
- ③ 地域活動交流コーディネーター連絡会の事務局として、人材育成と業務スキルアップを図るため、地域活動交流コーディネーターと協働で研修会や勉強会を企画し実施します。
- ④ 地域ケアプラザ所長会、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議、巡回相談等へ参加し、具体的な連携を進めます。

地域活動交流コーディネーター連絡会：
82千円
【82千円】
(市社協補助金)

基本目標Ⅲ 地域福祉保健の取組が広がる仕掛けづくりの推進

1. 福祉教育の推進【目指す姿①②③】

重点目標

小学校・中学校・高等学校等における福祉教育を推進します。

- (1) 障害当事者をはじめ、地域ケアプラザや地区社協等と連携し、地域と繋がる福祉教育を実践していきます。
- (2) 旭区内小・中学校教員を対象とし、福祉教育連絡会を実施します。
- (3) 福祉教育に関連する機材を貸し出します。ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (4) ジュニアボランティア活動を各地区民児協と連携し、活動を支援します。また、活動体験者を地域活動につなげる方法を検討します。
- (5) 区内障害施設や当事者団体など関係機関と協働して、様々な事業に取り組みます。

《財源》

福祉教育：
98千円
【91千円】
(市社協補助金)
(会費収入)

- (6) 企業の社会貢献活動が、地域とつながりのある取組となるよう、区内企業とのつながりを強めます。
- (7) 地域・学校・施設の関係者とともに、旭区における福祉教育の意義や価値創造に向けて話し合うことを目的とした福祉教育検討会を開催し、プログラムの立案・計画を進めるなど、旭区の福祉教育プラットフォーム(実践を創り上げる関係者のつながりや場)を構築します。

2. 地域福祉人材の育成【目指す姿①②】

身近な地域の困りごとや生活課題を主体的にとらえ、解決していく様々な気づきを広げるため、地域活動に関する認識を深める講義やグループワーク、そして近隣地区の先駆的な活動の視察などの取組を進めます。

3. 孤立防止や社会とのつながりづくり【目指す姿②】 重点目標

(1) 「孤立させない！『つながり食料支援事業』」

区内農家から野菜の提供を受け、生活にお困りの世帯等への「食」を通じたつながりづくりを行う「孤立させない！『つながり食料支援事業』」を実施します。民生委員・児童委員や関係機関と連携した見守り・相談支援を行うことにより、社会的孤立の防止を目指します。また、相談者の活躍の場づくりに取り組みます。

(2) ひとり親世帯向け旭区産野菜無料頒布会

地域で孤立しがちで経済的にも苦しい状況に陥りやすいひとり親世帯向けに旭区産野菜の無料頒布会を年2回行います。運営は主任児童委員と協働で行い、野菜の頒布だけでなくその後のつながり作りも丁寧に行っていきます。

(3) 食料等無料頒布会

生活にお困りの方や地域から孤立しがちな方々を対象に、地区社協や民児協等と連携し、食料等無料配布会や相談会を実施し、地域とのつながりづくりを進めます。

《財源》
※【】は前年度予算

地域地域福祉
人材育成：
293千円
【215千円】
(共同募金一般)

つながり食料支援
事業：
180千円
【180千円】
(県社協補助金)
(善意銀行)

食料等無料頒布
会：
105千円
【101千円】
(県社協補助金)

4. 寄付文化の醸成 【目指す姿①】

重点目標

《財源》
※【】は前年度予算

- (1) 寄付文化の醸成を目指して、善意銀行の受け入れ（金銭・物品）を行い、区内の配分先を調整します。また、寄せられた金品は、助成金等に活用します。
- (2) 地域共生社会の実現に向け、助成金や寄付のあり方について引き続き検討を行います。⇒参照「ASUPJ(明日（あす）プロジェクト）」

5. 広報・啓発 【目指す姿①②③】

- (1) あさひいきいき宣言（旭区社協だより）を発行し、全戸配布します。
「地域共生社会」をメインテーマに、テーマに合わせた各地域の取組や情報を掲載することで、身近で親しみやすい福祉啓発だけでなく、「気づき」や「学び」を得られる内容にします。
- (2) 情報を発信するためのツールとして、Twitter・YouTubeを活用します。
また、ホームページでの情報発信も継続して取り組みます。

いきいき宣言：
2,482千円
【2,456千円】
(市受託金収入)
(共同募金一般)

情報発信(ネット)：
305千円
【285千円】
(会費収入)
(共同募金年末)

基本目標Ⅳ 区社協組織・活動基盤の整備

《法人運営・経営部門》

- (1) 区社協基盤整備
 - ① 区社協の基盤強化のため、会員拡充に取り組みます。
 - ② 「地域共生社会」の実現に向けて、会員向け研修会を開催します。
 - ③ 自主財源の確保と福祉啓発のため、地区連合自治会町内会の理解と協力のもと、各地区社協と共同で賛助会費を募集します。
 - ④ 「地域共生社会の実現」を全ての事業の柱として推進していくために必要な事務運営の効率化や事業の見直しなど業務改善と経営改善に取り組みます。
 - ⑤ 新たな事業展開や重点事業推進のため、安定した財源確保に向けた検討を引き続き行います。
⇒参照「ASUPJ(明日（あす）プロジェクト）」

会員向け研修会：
43千円
【43千円】
(会費収入)

- (2) 理事会、評議員会、分科会等の開催
理事会、評議員会等を開催し、社会福祉法に基づき、適正な法人運営を進めます。地域の課題解決に向けて、連携・協働しやすいような分科会体制に見直します。
- (3) 社会福祉法人・企業等の地域貢献の相談受付
社会福祉法人・企業等が地域貢献を進めていくための相談を受け、共に取り組みます。

(4) 社会福祉功労表彰

長年にわたり、旭区において地域福祉の推進に携わってこられた個人・団体の功績をたたえ、地域福祉の一層の充実を図るため、旭区社会福祉協議会社会福祉功労表彰を行います。

(5) 災害時における支援体制の構築

①大規模災害発生時は、区災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し運営します。また、ICTの活用から、災害ボランティアセンター運営をはじめとした災害時に活用する情報共有システム等の構築を進めます。

BCP（事業継続計画）を整備・更新し、災害時に備え、発災後も円滑な事業継続を目指します。

②災害ボランティア連絡会と連携を図り、支援体制を検討していきます。

(6) コンプライアンスの推進、人材育成

①職場で発生した事件・事故・事務処理ミスの情報については、組織全体で積極的に共有を行い、再発防止につなげるため、コンプライアンス推進の取組を強化します。また、より透明性の高い業務運営を行います。

②職員の人材育成を進めるため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進します。

③社会福祉士受験資格取得のための「社会福祉援助技術現場実習生」を受け入れます。

(7) 団体事務

次の5団体の事務局運営を担います。

① 神奈川県共同募金会旭区支会

② 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会

③ 旭保護司会

④ 旭区更生保護女性会

⑤ 旭区更生保護協会